

※弊社もしくは提携先司法書士にて代行取得が可能な書類もございます（別途実費、オプション報酬等が発生する場合有り）。詳しくは担当にお尋ねください。

※資料は**原本、コピー、データなど**のような形でお送りいただいても結構です。原本は**スキャンやコピーを行った後、すべてお返し**いたします。

	必要資料名	内容説明	取得の理由、取得方法など	該当
<マイナンバー・身分証> 申告を行う全ての相続人様の分が必要となります。 ※原本はお預かりできませんので必ずコピーをご用意ください。				
1	相続人全員のマイナンバー資料のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(番号記載面) ・通知カード ・住民票 (マイナンバー記載のもの) 	お手元にあるものをご用意下さい。 ※参考画像 	<input type="checkbox"/>
2	相続人全員の身元確認書類のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(顔写真の面) ・運転免許証 ・健康保険証 ・パスポート など 		<input type="checkbox"/>
3	相続人全員の利用者識別番号	電子申告を行うための利用者識別番号をお持ちの方はお知らせください。	番号をお持ちでない方は弊社にて取得いたします。なお、後述する「相続人様 連絡先一覧」シートに番号の記載枠がございます。	<input type="checkbox"/>
<身分関係書類> 原則として相続開始日から10日を経過した日以後に取得したものが必要となります。				
1	法定相続情報一覧図 (図形式かつ実子・養子の判別ができるもの)	法務局にて作成されている場合に限り、ご提出ください。	以下 2~7 の書類に代わるものです。相続手続きが必要な金融機関が多い場合は、手続き簡略化のために作成することをお勧めいたします。 【取得方法概要】①下記 2~7 のうち必要な書類を収集 ②法定相続情報一覧図(法務局の様式を参照)を作成 ③申出書を記載し①・②と共に法務局に申請する	<input type="checkbox"/>
2	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	亡くなられた方の、生まれてから亡くなるまでのすべての戸籍です。法定相続人の人数を確認するための書類として、税務署に提出する必要があります。	被相続人の本籍地の役所で、「出生から死亡までのすべての戸籍」と請求するとその役所ですべてのものを出してくれます。ただし、他の市区町村から転籍されてきている場合などは、転籍以前のものには転籍元の役所に郵送等で請求する必要があります。	<input type="checkbox"/>
3	被相続人の住民票の除票	死亡時の住所を示す書類です。	被相続人の住所地の役所等で取得できます。(マイナンバーの記載不要) 下記の戸籍の附票がある場合は必要ありません。	<input type="checkbox"/>
4	被相続人の戸籍の附票	住所の移り変わりを確かめることのできる書類です。	被相続人の本籍地の役所で取得できます。相続時精算課税制度適用者がいる場合や、老人ホームに入所されていて小規模宅地等の特例の適用を受ける場合は必要です。	<input type="checkbox"/>
5	相続人全員の戸籍謄本	相続人の現在戸籍です。被相続人の戸籍に含まれる場合は、取得する必要はありません。	相続人の本籍地の役所で取得できます。自治体によっては、マイナンバーカードを使ってコンビニ等で取得することもできます。	<input type="checkbox"/>
6	相続人全員の住民票	相続人の住民票です。複数の相続人が一つの住民票に記載されている場合は1部で結構です。	相続人の住所地の役所等で取得できます。(マイナンバーの記載不要) 下記の戸籍の附票がある場合は必要ありません。	<input type="checkbox"/>
7	相続人の戸籍の附票	住所の移り変わりを確かめることのできる書類です。	相続人の本籍地の役所で取得できます。相続時精算課税制度適用者がいる場合や、小規模宅地等の特例を、いわゆる「家なき子」要件により適用する場合は必要です。	<input type="checkbox"/>
8	相続人全員の印鑑証明書	相続人が1名の場合や、公正証書遺言書を使用して申告する場合は提出不要です。	被相続人の住所地の役所等で取得できます。なお、電子申告の場合は原本をお返しいたしますが、紙の資料での提出の場合は 税務署に原本を1通提出するため、お返しいたしません。	<input type="checkbox"/>